

令和6年11月27日

生徒・保護者 各位

沖縄県立コザ高等学校
全 日 制 課 程
校 長 大 嶺 哲 司
(公 印 省 略)

生徒と教職員間の連絡について

時下、貴殿におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、本校では、これまで県教育委員会からの通知を踏まえ、“教職員が生徒へ校務上の連絡を行う際は、原則として学校の電話を使用し、私用の携帯電話や電子メールを使用しないこと及びやむを得ず、教職員が電子メール等を使用する際は、管理職が連絡内容等を把握できるようにすること”としており、“メール等での私的なやり取りに関しては禁止”してきたところです。

その一方で、文部科学省のGIGAスクール構想^{※1}では生徒がクラウドサービスを活用した授業が前提となっているなど、教職員と生徒との校務上の連絡では、積極的なクラウドサービスの活用が求められています。

これらのことを踏まえ、この度、県教育委員会から“教職員が行う生徒への校務上の連絡については、原則として、学校の電話を使用するか、OPENアカウント^{※2}で利用できるWebサービス等を使用する”よう通知がありました。

そこで、本校においては別紙1・2のとおり、「教職員から生徒への校務上の連絡について」及び「生徒から教職員への連絡について」の取扱いを定めましたので、お知らせ致します。

保護者各位におかれましては、ご子息ご息女へご指導いただくとともに、本校の対応について、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

※1 児童生徒の1人1台端末と教育用クラウドサービス等を活用し個別最適化された学び、協働的な学びを実現する取り組み。

※2 沖縄県教育委員会が県内公立学校教職員と県立学校の児童生徒に配布しているMicrosoft社及びGoogle社のWebサービスを利用できる電子メールアドレス。

教職員から生徒への校務上の連絡について

沖縄県立コザ高等学校
全日制課程

本校において、教職員が生徒へスマートフォンその他情報通信機器を用いて、教育活動^{※1}に係る連絡を行う場合の取扱いは、下記のとおりとします。

※1 学校における、各教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動（ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事）及び部活動をさします。

記

1 教職員が校務上行う生徒への連絡について

- (1) 学校の電話を使用するか、OPENアカウント^{※2}で利用できるチャット等のコミュニケーションツール^{※3}を使用します。
- (2) OPENアカウントで利用できるチャット等のコミュニケーションツールを使用することができない教職員(部活動指導員等)は、原則として学校の電話を使用し連絡します。学校の電話を使用することができない場合には、LINE等において他の教職員をメンバーとして登録するグループを設ける方法で連絡します。

※2 “OPEN : Okinawa Prefectural Education Network の略” : 沖縄県教育委員会が県立学校の教職員及び生徒に配布しているメールアカウント（電子メールアドレス）でMicrosoft社/Google社のWebサービスを利用できる。

※3 県立学校の教職員及び生徒間で通話/電子メール/チャット等が利用できる、OPEN アカウントを用いたソフト（Microsoft社のTeamsや、Google社のGoogleWorkspace等）。

2 教職員が生徒へ連絡を行う場合の遵守事項

- (1) 教職員は、生徒と校務上必要な連絡を行い、私的なやりとりは行いません。
- (2) 教職員から生徒への連絡は、複数の教職員がその連絡内容を共有できる環境で行うものとし、教職員が生徒から相談を受けた場合も個々の事案の内容等に応じ、適切に対応します。
- (3) 生徒・教職員の健康及び福祉の確保を図るため、生徒に対する校務上の連絡は、緊急時を除き、月曜日から金曜日（学校休業日を除く）の午前8時30分から午後5時の間で行い、そのやりとりは必要最小限とします。
緊急時の例）時間割の変更、進路に係る緊急の確認、部活動に係る予定の変更 等

3 その他

本校は、教職員及び生徒・保護者に対し、この取扱いについて、周知するとともに、教職員に対し、適切な時期に研修を行う等、校内の服務指導を徹底します。

生徒から教職員への連絡について

沖縄県立コザ高等学校
全日制課程

本校において、生徒が教職員へスマートフォンその他情報通信機器を用いて、連絡を行う場合の取扱いは、下記のとおりとします。

記

1 生徒が行う教職員への連絡について

- (1) 原則、Microsoft 社の Teams を使用します。

2 生徒が教職員へ連絡を行う場合の注意事項

- (1) 学校生活において必要な連絡を行い、私的なやりとりは行いません。
- (2) 生徒・教職員の健康及び福祉の確保を図るため、教職員に対する連絡は、緊急時を除き、月曜日から金曜日（学校休業日を除く）の午前8時30分から午後5時の間で行い、そのやりとりは必要最小限とします。
- (3) 今、必要とする緊急性の高い連絡については、上記(2)に定めた時間外でも連絡は可能です。
例) 進路に係る緊急の確認、部活動に係る部顧問への連絡 等
- (4) 連絡を受けてもすぐに返信を返せないことや連絡への対応については上記(2)に定めた時間内になる事があります。

3 その他

学校生活の中では相談が難しかったり、教職員へ直接声をかけづらい悩みなどについては、「学校の相談窓口」からの相談もできます。